

小牧市学校給食運営委員会要綱

平成 10 年 1 月 12 日

10 小教庶第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市学校給食運営委員会条例(平成 9 年小牧市条例第 27 号)第 7 条の規定に基づき、小牧市学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 運営委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の運営に関する重要な事項の審議及び助言
- (2) 給食費の改定に関すること。
- (3) 前 2 号の目的達成に必要な事項の調査研究等

(臨時委員)

第 3 条 運営委員会は、小牧市教育委員会の諮問に応じ、特別の事項を調査及び研究する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、小牧市教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び研究を終了したときは、解任されるものとする。

(事務局)

第 4 条 運営委員会の事務局は、小牧市教育委員会事務局学校給食課に置く。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 小牧市東部学校給食センター運営委員会要綱(昭和 60 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。